

平成27年3月30日

特定非営利活動法人消費者支援機構関西
代理人弁護士 増田 尚 先生

大阪市中央区南本町2丁目1番1号
株式会社明来
代表取締役 藤田 精

ご連絡

前略 平成27年3月9日付の貴職からの書面にご回答申し上げます。

当社は、最高裁同月3日付決定及び大阪高裁平成25年10月17日付判決を受け、同判決が命じた「解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生、競売、仮差押、仮処分、強制執行、成年被後見人、被保佐人の宣告や申立を受けたとき。」を解除事由と定めた契約書の使用を停止し、破棄の措置をとりました。

以上、ご報告申し上げます。

草々